

診療録管理体制加算 支援パッケージ

～教育・記録エビデンスを自動化し管理工数を削減～

利用契約書

第1条(目的)

本契約は、一般社団法人 医療トレーサビリティ推進協議会(以下「当協議会」)が提供する「診療録管理体制加算 支援パッケージ」(以下「本サービス」)の利用条件を定めるものです。

本サービスは、診療録管理体制加算(140点)の算定要件のうち「教育・記録」に関する部分を支援し、施設における管理工数を削減することを目的とします。

※委員会設置やバックアップ体制整備など、教育以外の要件については本サービスの対象外です。

第2条(契約プランと料金)

1. 契約は以下の3区分から選択します。

- 大規模医療施設プラン

職員 800 名以上／病床 400 床以上目安

年額 20 万円

※加算対象施設

- 中規模医療施設プラン

職員 300～799 名／病床 200～399 床目安

年額 10 万円

※200 床以上は加算対象

- 小規模医療施設プラン

職員 300 名未満／200 床未満(病院・クリニック・薬局・介護施設等)

年額 3 万円

※加算対象外だが、制度変更や監査対応を見据えた教育整備に有効

2. 上記料金には、第3条に定めるサービス内容が含まれます。

第3条(提供内容:本契約に含まれるもの)

本サービスは、契約施設に対して以下を提供します。

1. E ラーニング受講権限

- 初級コース
 - 中級コース
 - 診療録管理コース
- (上級コースは対象外)

2. 教育テキスト(PDF 形式)

- スライド原稿
- 確認テスト項目および回答
(契約施設職員が自習・研修に利用可能)

3. 修了証の発行

- E ラーニング合格者に対し、自動で PDF 修了証を発行

4. 加算対応支援(教育・記録部分に限定)

- 年間教育計画書 雛形(Excel)
- 教育実施記録書 雛形(Excel)
- 診療録管理規程 雛形(Word)
- 契約時のオンライン相談(1 回必須、雛形・教材配布および説明会形式)

第 4 条(契約条件)

1. 契約単位:1 施設ごと(法人単位ではなく施設単位で契約)。
2. 契約期間:契約開始日から 1 年間。解約の申し出がない場合、自動更新。
3. 解約方法:更新 1 か月前までに、書面または電子メールで当協議会に通知。
4. 対象職種:契約施設に所属する全職員(医師、看護師、技師、事務職等)。
5. 支払方法:契約時にクレジットカードまたは PayPay で一括前払い。
(別途請求書払いも可:事前連絡要)
6. 返金:契約開始後の返金を行わない。

第 5 条(本契約対象外サービス)

以下は本契約には含まれません。利用を希望する場合は、別途見積もりにより契約します。

- 教育テキスト 印刷版(集合研修用)
- 集合研修用パック(印刷テキスト+テスト用紙)
- 講師派遣・スポット支援

第 6 条(利用者の義務)

1. 提供教材・雛形・修了証を契約施設内で適切に利用し、無断複製や第三者への配布をしてはならない。
2. 教育・訓練の実施責任は契約施設にあり、当協議会はその結果に関与しない。

第 7 条(免責事項)

1. 当協議会は、本サービスを通じて教育・記録を支援しますが、診療録管理体制加算の取得そのものを保証するものではありません。
2. 施設運営における委員会設置・バックアップ体制等、教育以外の要件は契約施設の責任で整備してください。

3. 本サービス利用により発生した損害について、当協議会は一切責任を負いません。

第8条(規約の改訂)

当協議会は、必要に応じて本契約を改訂できるものとします。改訂後は当協議会ウェブサイトに掲示した時点で効力を生じます。

第9条(準拠法・管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠します。本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条(個人情報の取扱いと責任範囲)

1. 当協議会は、本サービス提供に際して取得した受講者に関する個人情報(氏名、所属、受講履歴、成績等)を、個人情報保護法その他関連法令に基づき適切に管理し、本サービスの提供目的の範囲内でのみ利用します。
2. 当協議会は、合理的な安全管理措置を講じますが、以下の場合に発生した漏洩・不正利用等については責任を負いません。
 - (1) 契約施設または利用者自身の管理不備に起因する場合
 - (2) インターネット通信の特性により、完全な安全性を保証できない場合
 - (3) 当協議会の合理的な管理の範囲を超える不可抗力(災害、サイバー攻撃等)の場合
3. 契約施設は、受講者リストの提出・管理について自ら責任を負い、施設内での不正利用や第三者提供がなされないよう適切に取り扱うものとします。
4. 個人情報の漏洩・滅失・毀損等が発生した場合、当協議会は速やかに契約施設に通知するとともに、法令に基づき必要な報告・対応を行います。

本契約は、利用施設によるオンライン申込フォームでの「同意」により成立するものとし、署名・押印を要しません。

契約日(効力発生日)は、当協議会が利用申込を承認した日とします。

作成年月日:2025 年10月1日(本契約公表日)

【契約当事者】

(甲)一般社団法人 医療トレーサビリティ推進協議会

所在地:東京都中央区銀座 6 丁目 13 番 16 号 銀座 Wall ビル UCF501

代表者:事務局長 新井 洋司

(代表理事からの委任に基づき本契約を締結する)

(乙)利用施設

施設名:利用申込時に入力された名称

所在地:利用申込時に入力された所在地

代表者:利用申込時に入力された氏名